

## 第28回長崎家庭裁判所委員会議事録

### 1 日時

平成29年11月27日（月）午後1時30分から午後3時00分まで

### 2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

### 3 出席者等

#### (1) 委員（五十音順，敬称略）

赤司文廣，安西儀晃，佐藤友治，多良博明，林博行，増田隆久，山口広助，山下隆志

#### (2) 事務担当者

宇都宮事務局長，中川首席家裁調査官，小倉首席書記官，堀事務局長，田丸総務課長，米崎主任書記官，開野総務課課長補佐（庶務）

### 4 議事

#### (1) 開会

#### (2) 協議

「成年後見制度の現状について」

出された意見等の要旨は別紙のとおり

#### (3) 次回の予定

##### ア テーマ

「裁判所における防災対策について」

##### イ 日程

平成30年9月10日（月）午後1時30分から

##### ウ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

#### (4) 閉会

(別紙)

(以下、発言者は、◎：委員長，○：委員，□：事務担当者等で略記する。)

テーマ「成年後見制度の現状について」

## 第1 導入説明

長崎家裁における成年後見制度の現状について、説明者（米崎主任書記官）から説明した。

## 第2 家庭裁判所委員から出された意見等

### 1 選挙における被後見人の投票について

- 選挙において、被後見人が投票する場合はどのようにすればよいのか伺いたい。
- 総務省のホームページによれば、選挙管理委員会が選任した者が立会いをして投票する方法と、代理投票の方法が紹介されている。
- 後見人としてどこまで投票に関与するのかお聞きしたい。
- 投票への関与が後見人の本来業務ではないこともあり、裁判所に情報が伝わってこないことも多いが、被後見人の意思を尊重しつつ、ケースバイケースでの各種配慮をすることもあろう。

### 2 成年後見制度支援信託，不正防止の取組について

- 成年後見制度支援信託を利用する際の基準となる財産額は幾らかお聞きしたい。
- 預託額を1000万円以上に限定している銀行や、預託額が1000万円未満の場合に手数料が発生する銀行があることから、長崎家裁では預託額1000万円以上を信託制度利用の目安としている。
- 不正防止の取組により後見人による不正は減少しているか伺いたい。
- 不正行為防止の取組が奏功したこともあって、不正は減少傾向にある。

### 3 後見，保佐，補助の判別について

- 後見，保佐，補助の判別は難しいと思うが、指標となるものがあるか。例えば、介護保険における等級とリンクするかについて伺いたい。
- 判断能力を判定するための医学的知見に基づく検査等はあるが、必ずしも介護保険における等級とはリンクしない。
- 被後見人は、判断能力が全くない方が対象と聞いたが、実際にはもっと広く被後見人と認定していることもあるのか伺いたい。
- 基本的には、財産管理ができない方が後見の対象となる。判断能力の程度に応じて他の類型との区分けをすることになる。
- 素朴な疑問として、後見，保佐，補助の三類型ではなく、後見に統一したらいいような気もするがどうか。
- 障害者団体の方が、「権利を制限するのではなく、むしろ、本人にできることはできるだけ本人にやらせたい」という意見を述べておられたのを記憶している。

#### 4 後見人業務について

- 後見人を務めた際、被後見人が遺言を残したいとの意向を示したため、同人の遺言能力の有無について医師2名に診断してもらった上で遺言を残そうとしたが、能力の有無について医師の意見が食い違って苦労したことがある。
- 後見人に選任されて苦労することとして、病院から身元引受を求められることが挙げられる。戸籍を取り寄せて親族関係を調査するのに時間を要している。財産をきちんと管理していることを病院に説明して、納得してもらうこともある。
- 確かに、後見人をしてしていると、医療行為への同意と身元引受で困ることが多い。裁判所に対し、医療行為の同意について相談がなされることがあるか伺いたい。
- 医療行為に対する同意が後見人の職務には含まれないという認識が広まってきているからか、近年は裁判所への相談事例は少ない。
- 病院が絶対どなたかが医療行為に同意してほしいと言えば、後見人が仕方なく同意することもあるだろうし、病院の中には同意なく医療行為に踏み切るケースもあるのではないか。

#### 5 後見人の高齢化、後見人の辞任について

- 後見人の高齢化が問題と聞いたが、後見人が高齢化するのほどのようなケースか伺いたい。
- 交通事故や先天的な障害等により若くして要後見状態になられる方もおり、その場合には親などの本人より上の世代が後見人に就任するケースが少なくなく、かつ、後見人の職務は長期にわたって続くことが多々ある。
- 現在、長崎家裁本庁では、昭和の時代に開始した後見等事件が2件あり、平成元年から平成9年に開始した後見等事件も多数ある。
- 後見人は重責のようだが、後見人を辞任したいという人はいるか。
- 後見人を辞任したい場合には、辞任と後任者選任の申立てをしていただくことになり、後見人の高齢等を理由としたものがしばしば見受けられる。

#### 6 増加する需要への対応について

- 親族が認知症になり判断能力が低下していることから、弁護士に後見人になってもらっている。後見人の職務状況を見ていると、月々の病院への支払や、3か月ごとの転院手続など、大変な仕事だと実感しており、頭が下がる思いである。今後増加する後見制度への需要を満たすことができるか伺いたい。
- 親族や市民後見人の活用、行政のバックアップ等により、増加する需要への対策について議論が進められつつあるところである。

(以上)

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順，敬称略）

平成29年11月27日現在

赤 司 文 廣	学識経験者
安 西 儀 晃	長崎家庭裁判所判事
佐 藤 友 治	学識経験者
島 田 幸一郎	学識経験者
多 良 博 明	弁護士
林 博 行	学識経験者
福 田 健太郎	学識経験者
増 田 隆 久	長崎家庭裁判所長
山 口 広 助	学識経験者
山 下 隆 志	検察官